

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日)

## 目 次

- ◇告 示 林業改善資金の貸付基準の決定  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧  
開発行為に関する工事の完了
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九号

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の規定による林業改善資金の貸付基準を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 林業改善資金貸付基準

林業改善資金の種類ごとの貸付内容、貸付けの相手方、貸付申請の時期及び貸付決定の時期は、次に定めるとおりとする。

#### 第一 林業生産高度化資金

資金の種類	貸 付 内 容	貸 付 け の 相 手 方	貸付申請の時期	貸付決定の時期
一 団地間 伐促進資 金	一 団地（一班程度のも のをいう。）内のおおむね 十ヘクタール（団地共同森 林施設計画に基づいて実施 する場合にあつては、おお むね五ヘクタール）以上の 面積の要間伐林分（林齢が 二十一年生から三十五年生 までのものをいう。）をま とめて間伐するのに必要な 費用のうち、次に掲げる費 用	個人である森林所有者若 しくはその協業体、森林組 合、森林経営を営む会社（ 資本の額又は出資の総額が 千万円以下のもの及び常時 使用する従業者の数が三百 人以下のものに限る。）、 造林公社又は造林事業を行 う市町村（財産区を含む。） 若しくは地方公共団体の 一部事務組合	五月又六月又 は八月は九月	
	1 間伐用作業路の開設又 は改良に必要な費用 2 作業場から山元土場ま での間伐の実施に必要な 費用（架線集材機、トラ クター、林内作業車、運搬			

第一 林業労働安全衛生施設資金		第二 間伐材高度利用施設資金	
資金の種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付申貸付決 期請の時定の時 期
一 安全生産施設資金	1 きよ断時の振動加速度が三G以下の防振装置付きチェーンソーの購入に必要な費用 2 電動式刈払機の購入に必要な費用	個人である森林所有者若しくはその協業体、個人である造林業者、個人である素材生産業者若しくはそれらの組織する団体、林業労働従事者、森林組合、森林組	五月又六月又は八月は九月
二 間伐材高度利用施設資金	1 直径がおおむね三百ミリメートル以内の原木をはく皮できるパーカの設定に必要な費用 2 丸のこの直径が七百六十ミリメートル以内のツイン丸のこの盤の設置に必要な費用	森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者（会社にあつては資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）若しくはその組織する団体	五月又六月又は八月は九月
二 負荷除去等施設資金	1 乗車定員六人以上の暖房装置付き人員輸送用自動車購入に必要な費用 2 振動障害予防器具のうちピンチ力計、タツピン計、知覚測定器等とホットパック、ローイングマシーン等を併せて購入するのに必要な費用 3 林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器で出力がおおむね十ワット以下のものの購入に必要な費用 4 林業生産に係る作業場における面積がおおむね	合連合会又は林業を営む会社（資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）	五月又六月又は八月は九月
	3 自走式刈払機の購入に必要な費用 4 自動枝打機の購入に必要な費用 5 油圧式立木伐倒機の購入に必要な費用 6 玉切り装置の設置に必要な費用		

第三 林業後継者等養成資金		十平方メートル以上の林 憩施設で暖房設備を備え たものの設置に必要な費 用	
資金の種類	貨 付 内 容	貸付けの相手方	貸付申貸付決 期の時定の時 期
一 研修教 育資金	三月以上の研修を受ける のに必要な費用(旅費、教 材費、機械燃料費等を用 い、林業労働従事者を使用 して林業経営を行う者が貸 付けの相手方である場合に あつては、当該林業労働従 事者の賃金を含む。)	林業後継者たる青年(お おね十六歳以上四十歳未 滿の者に限る。以下同じ。)、 林業労働従事者(おおむね 十六歳以上五十歳未滿の者 に限る。以下同じ。)又は 林業労働従事者を使用して 林業経営を行う者	五月又六月又 は八月は九月
二 林業経 営共同開 始資金	林業後継者たる青年が組 織する団体の構成員のおお むね五人以上が、同時期 に、次に掲げる育林部門と 早期収益部門とを組み合せ た林業複合経営を自ら開始 するのに必要な費用(種苗、 資材、機械等の購入又は設 置に必要な費用をいう。)	林業後継者たる青年又は その組織する団体	五月又六月又 は八月は九月

<p>1 育林部門 造林、保育、 間伐等の森林施業</p> <p>2 早期収益部門 しいた け、なめこ、山菜、緑化 樹木等の栽培、育成及び 生産</p>	
--	--

鳥取県告示第六百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用  
する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画道  
路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項に  
おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画  
課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百一十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に  
より告示する。

昭和五十一年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年七月三日 鳥取県指令受倉土維第三百三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市秋喜字東坂根

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市越殿町一四〇九番地

倉吉市農業協同組合

組合長理事 八田隆利

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十一年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和五十一年八月十八日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

(1) 選挙をきれいにする国民運動推進強調月間の設定について

(2) 政治講演会について

(3) 明るい選挙推進指導者研修会について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】